

「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化」に関する  
意見書

2018年（平成30年）1月18日  
日本弁護士連合会

内閣官房日本経済再生本部に設置された「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」（以下「本検討会」という。）が検討している株式会社の設立手続について、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 株式会社設立手続の一部をオンライン化することにより、株式会社設立手続をより迅速化することは基本的に賛成をするが、なりすましにより設立された株式会社が消費者詐欺犯罪等に使用される可能性に鑑み、株式会社設立手続の完全なオンライン・ワンストップ化についてはより慎重に検討すべきである。
- 2 電子署名が付された電子定款について公証人の面前での自認を不要とすることには反対する（ただし、4に記載するIT化・デジタル化が可能となるのであれば、それによるべきである。）。
- 3 モデル定款制度には反対する。現行の定款認証制度は維持すべきである。
- 4 株式会社設立のオンライン・ワンストップ化は、定款認証手続を維持しながら、本人確認、意思確認及び定款の内容の確認等を公証人の面前での認証が行われる場合と同程度に行うことを可能とするIT化・デジタル化によって実現すべきと考える。
- 5 会社代表者印の印鑑届出の任意化は賛成であるが、完全なオンライン化は時期尚早である。
- 6 会社設立登記手続の迅速化については賛成する。

意見の理由

1 当連合会の基本的な立場

2017年（平成29年）6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」において、「法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。そのため、関係するすべての手続をオンラインで完結させるとともに・・・定款認証の面前確認や印鑑届出・・・等の在り方を含めて、制度

面・技術面の総合的な観点から・・・本年度中に結論を得る。」とされたことを受け、本検討会が発足し、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に関する検討がなされている。

本検討会においては、オンライン・ワンストップ化を実現するべく、株式会社の設立手続において、発起人の電子署名が添付された電子定款で、かつ、モデル定款が採用されている場合には、公証人による定款認証を経由することなく、設立登記を可能とすることなどが検討されている。

当連合会としては、株式会社を設立しようとする利用者の利便性を高めるため、設立手続の一部をオンライン化することにより、設立手続をより迅速化することには基本的に賛成をする。しかし、株式会社の設立手続に時間を要することが起業の阻害要因であり、現在の手続をさらに迅速化することでは解決されないというまでの立法事実<sup>1</sup>があるかどうかは必ずしも明らかではない。もちろん、起業家において、少しでも早く会社を設立したいという要望があることは理解するが、起業に際しては、ビジネスモデルの検討、将来的な顧客や従業員等の関係者からの情報収集・協議、必要となる金銭・人的・物的リソースの調達等を行いつつ、ある程度の時間をかけてビジネスの環境を整え、併せて株式会社の設立を行っていくのが通常であり、現在の設立手続が、それに手間暇を要するとしても、起業の障害となっているとまでは認められないように思える。したがって、株式会社の設立に当たって迅速性を高めることは必要であるが、株式会社を巡る様々な利益状況に配慮した合理的な制度とすべきと思われる<sup>2</sup>。

ところで、株式会社は、法人格を付与されることにより、構成員である株主とは別個・独立の財産上の権利・義務の主体となるものであり、社会の中で重要な役割を果たしている。特に、日本社会においては、株式会社であることにより信用されることも多い。場合によってはそのような信用を逆用され、消費者詐欺犯罪、詐欺的投資勧誘やマネーロンダリング等の犯行ツールとして、本来の行為者の隠れ蓑として株式会社が利用されることも事実である。当連合会による2012年（平成24年）4月13日付「商業・法人登記制度に関する意見書」においても、「ここ数年、株式会社の法人格及び商業・法人登記の制度並びに信用力を悪用した業者による被害（例えば未公開株商法、社債商法等）が増加している。」としたところであり、この傾向に変わりはない。

---

<sup>1</sup> 本検討会第2回資料1-1の1頁等。

<sup>2</sup> 当連合会としても、株式会社設立後、税務署、労基署、ハローワーク、年金事務所等様々な手続について、利用者の便宜のために、なるべくワンストップサービスを実現することに異論を述べるものではない。

例えば、独立行政法人国民生活センターによると、「未公開株」や「怪しい社債」<sup>3</sup>など、株式会社が利用されることが多い詐欺的な事例に関する相談が2016年（平成28年）で1,235件<sup>4</sup>あり、また、同様に株式会社が利用されることが多い劇場型勧誘に関する相談が同年で5,779件<sup>5</sup>あったとのことである<sup>6</sup>。預金保険機構の公告ページには、多くの株式会社名義の銀行口座が犯罪利用口座として凍結された旨の公告がされている<sup>7</sup>。さらに、裁判例<sup>8</sup>のうち、詐欺的商法に係るものの圧倒的多数が法人格を有しており、その法人格に係る登記に現れる人物は多くの場合、資力のない者であり、無断で登記されたとの主張がなされる例も散見されるところである。株式会社がこのような犯罪ツールとして利用されることを防ぐため、株式会社の設立にはある程度慎重なプロセスが必要であると考えられる。

したがって、当連合会としては、株式会社設立手続の一部をオンライン化することにより、設立手続をより迅速化することは基本的に賛成をするが、株式会社設立手続の完全なオンライン・ワンストップ化については、それがもたらす上記のような弊害も考慮の上、より慎重な検討をすべきであるとする。加えて、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化については、登記申請に係る附属書類の保存・閲覧等（紛争発生後の情報探知）がどのようになされるか不明であるという疑問がある。消費者詐欺犯罪に利用される場合に備え、少なくとも現在の状況より被害者発生時の情報探知が困難になることのないよう、留意されなければならない。

## 2 定款認証の合理化について

### (1) 現行制度と本検討会における論点

定款は、法定の事項を記載して発起人全員が署名又は記名押印（電磁的記録

---

<sup>3</sup> 未公開株とは、証券取引所などに上場していない株のことを言うが、「上場間近で必ず儲かると勧誘されたが、信用できるか」、「未公開株を購入したが、上場予定時期を過ぎても上場しない」、「未公開株を購入したが、業者と連絡が取れない」など虚偽の説明による勧誘などの詐欺的な事例も見受けられるとされている。また、「怪しい社債」とは、金融機関等以外から販売勧誘される社債のことであり、買え買え詐欺（劇場型勧誘）による詐欺的なトラブルが目立っているとされている。

<sup>4</sup> [http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/mikoukai.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/mikoukai.html)

<sup>5</sup> [http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/gekigyoo.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/gekigyoo.html)

<sup>6</sup> さらに、ファンドへの出資契約に伴うトラブルなど、ファンド型投資商品に関する相談が同年において、5,223件あったとのことである。[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/fund.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/fund.html)

<sup>7</sup> [http://furikomesagi.dic.go.jp/all\\_basic\\_list.php](http://furikomesagi.dic.go.jp/all_basic_list.php) 名義人の名称に「株式会社」が付されているものを検索した。

<sup>8</sup> 先物取引被害全国研究会編「先物取引裁判例集」及び証券問題全国研究会編「証券取引被害判例セレクト」等参照。

により作成した場合には電子署名)し(会社法第26条),かつ,公証人の認証を受けなければ効力を生じない(同法第30条第1項)。また定款が,①書面をもって作成されたときは,発起人又はその代理人が公証人の面前で定款2通につきその署名(記名捺印)を自認し,公証人がその旨を記載し(公証人法第62条の3第2項),②電磁的記録をもって作成されたときは,発起人又はその代理人が指定公証人(同法第7条の2第1項)の面前で当該電磁的記録に電子署名したことを自認すれば,指定公証人が認証文に相当する情報を電磁的方式により付する(同法第62条の6第1項,指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第9条)。

本検討会においては,①電子署名を付された電子定款については,公証人の面前での自認を不要とすること,及び②モデル定款を活用した電子定款については,公証人による認証を不要とすることが,検討されている。

## (2) 公証人による定款の認証の意義について

公証人の認証(会社法第30条)は,定款が真正に作成され,かつ,内容が適法であることを確保するために行われる。

より具体的に述べると,株式会社の設立における公証人による定款の認証は,定款の存否,定款の記載内容等について明確性を確保し,後日の紛争を防止するという重要な機能を果たしている。

さらに,公証人は,法令に違反する事項や無効な行為について認証をすることができないという法律上の義務を負い(公証人法第62条の3,第60条,第26条参照),この観点から当事者の真意等を確認する必要がある(公証人法施行規則第13条<sup>9)</sup>。定款認証の手續において,公証人は,発起人又はその代理人と直接のやりとりをし,起業の意図等を確認することがあり,その過程で,実態のない株式会社が設立されるリスクや,違法な目的での株式会社の設立を抑止する機能を有している。公証人は,このプロセスを通じて発起人の実在も間接的に認証していることになるから,実在しない自然人・法人を発起人とする会社の設立や他人の氏名を騙った定款の作成・出資金の募集を阻止する機能を有している。

また,公証人による定款の認証は,会社の設立手續の入口の段階で,定款に瑕疵があるかをチェックしておくことにより,例えば絶対的記載事項の記載を

---

<sup>9</sup> 公証人法施行規則第13条は,「公証人は,法律行為につき証書を作成し,又は認証を与える場合に,その法律行為が有効であるかどうか,当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑いがあるときは,関係人に注意をし,且つ,そのものに必要な説明をさせなければならない。」と定める。

欠いた定款に基づく設立登記が拒絶されるといった非効率性の発生を回避するという機能も有している。加えて、公証人が予備審査をすることによる法務局での設立登記時の窓口負担事務の軽減などの面もあり、認証制度には様々な効果があるとされている。

司法書士等の代理人による嘱託ではなく、会社法の規定に必ずしも通じていない素人であることの多い発起人本人による嘱託が増えていることもあり、公証人が定款の作成に関する相談相手となる場面も拡大している。

以上のとおり、公証人による定款の認証が果たす機能は、日本の株式会社の設立において重要な要素となっている。

### (3) 電子署名が付された電子定款について公証人の面前での自認を不要とすることについて

上記のとおり、本検討会では、電子署名を付された電子定款については、公証人の面前での自認を不要とすることが検討されているが、当連合会としては、これには反対する。すなわち、定款が電磁的記録をもって作成されたときにおいても、発起人又はその代理人が指定公証人（同法第7条の2第1項）の面前で当該電磁的記録に電子署名したことを自認することが必要である。

公証人による面前での発起人又はその代理人による自認は、定款の作成名義人の意思に基づいて、当該定款が真正に作成されたことを確認する機能を有している。本検討会では、公証人の面前での自認に代わり、公的個人認証を利用することが検討されているが、公的個人認証によっても、いわゆる「なりすまし」のリスクをなくすことはできず、公証人の面前での自認が必要であると考えられる。すなわち、公的個人認証は、市町村役場による対面での厳格な本人確認の下、住民基本台帳に基づく正確な情報に基づいてICカード等により電子署名（秘密鍵、公開鍵及び電子証明書）が交付されるものであり、また、当該電子署名を利用する場合には、ICカードと併せて、パスワードを入力する必要があるなど、本人以外の第三者による利用を防ぐべく制度が設計されている。しかし、情報処理推進機構によると、近年、ウイルスを使用して電子証明書を盗む新しい手口が出現し、盗取した電子証明書を利用した不正送金事件が急増している<sup>10</sup>。また、近時の消費者詐欺犯罪においては、本人以外の第三者による利用を防ぐべく制度設計されている預金口座や携帯電話などが、不正な売買や転送アルバイトと称する欺瞞的手法によって実在人（被害者と見うる事案も

<sup>10</sup> <https://www.ipa.go.jp/security/txt/2014/08outline.html>

<sup>11</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ075091390R00C14A800000/>

少なくない。)から第三者の手に渡って利用される事態が多発しており<sup>12</sup>、同様に、当該電子署名に用いられるICカードやパスワードが第三者の手に渡って不正に利用されることが想定される。このように公的個人認証制度による厳格な本人確認や電子署名の技術をもってしてもなお、第三者による電子署名の不正利用が行われている。

特に、インターネットを利用した犯罪は、これを利用しない場合と比べ、パソコンの前のみで作業をすることで、容易かつ大量に同様の作業を行うことが可能であるという点に特徴がある。仮に、電子署名を利用した電子定款の認証において、公証人による面前での自認が不要となる場合には、現在必要とされている、印鑑証明書を取得する労力及び費用並びに公証人の面前に出頭する労力又は代理人に出頭させる費用が不要となり、何社でも株式会社を設立することが容易となる。しかも、次に述べるように、パソコンの前に座っているだけで作業ができるため、公証人と会わなければならないという心理的なハードルが存在しない。そのため、実在人になりすました者一人により何十、何百という株式会社が設立され、これが犯罪に利用されるなど、その規模や内容がより大がかりな犯罪を行うことも可能となり得る。

また、前述したとおり、公証人は、法令に違反する事項や無効な行為について認証をすることができない（公証人法第62条の3、第60条、第26条参照）ことから、このような職務上の義務を負う公証人の面前において、公証人と直接のやりとりをしなければならないとする現行制度は、消費者詐欺犯罪、詐欺的投資勧誘やマネーロンダリングといった違法な行為を行うべく会社を設立しようとする者にとっては、心理的な障害になり得ると考えられる。電子定款を利用する場合であっても、このような公証人の面前での本人確認の手続において、例えば、設立する株式会社数が多い等の何らかの端緒があれば、公証人は必ずその必要性等を確認するはずであり、一人の発起人により大量に会社が設立されるといった事態が生じる可能性は低くなると思われる。

したがって、当連合会としては、電子署名を利用した電子定款の認証において、公証人による面前での自認が不要となる場合の弊害、及び公証人が心理的な障害となっていることに鑑みると、電子署名を利用する場合にも公証人の面前での自認は必要であると考えられる。よって、電子署名を利用した電子定款の認証においても、引き続き公証人の面前での自認を必要とすべきである<sup>13</sup>。

---

<sup>12</sup> [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160722\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160722_1.html)

<sup>13</sup> 本検討会では、株式会社の設立後の定款変更時の公証人による認証を不要とされていること、

ただし、定款認証手続全体をインターネット回線を使用した画像と音声を通して行うこと等により、公証人の面前での認証が行われる場合と同程度に、本人確認、意思確認及び定款の内容の確認等を行うことが技術的に可能となる仕組みを構築できるのであれば、必ずしも公証役場への実際の出頭の手間を求める必要はなくなる。株式会社設立のオンライン・ワンストップ化は、定款認証手続を維持しながら、公証人の面前における認証手続に代替できるようなIT化・デジタル化によって実現すべきと考える。

#### (4) 電子定款を活用したモデル定款の採用による定款認証の省略について

本検討会においては、電子定款を活用したモデル定款を採用した場合、公証人による定款認証手続を不要とすることが検討されている。

##### ① 技術的困難性

会社法が許容する機関設計は多様であり、想定し得るすべての機関設計についてモデル定款を作成することは困難である。また、会社法が許容する多様な機関設計のうち、特定の機関設計についてモデル定款を作成すれば、会社法が、機関設計の採用については中立的であることから、当該モデル定款が想定している機関設計についてのみ公証人による定款認証を不要とする特別な法的地位の根拠を説明できない。また、取締役会や監査役を設置するか否かなどを発起人又はその代理人に選択させていく方式等により、モデル定款を作成することも考えられなくはないが、会社法の専門知識がない者が、そのような機械的な選択により自ら意図に基づいた株式会社の機関設計を適切に構築することができるかには疑問が残る。さらに、定款の記載事項には、会社の目的など個別的記載事項が存在するところ、このような個別的記載事項を、あらかじめ様々な会社の設立に際し利用することを想定して作成されるモデル定款において定めることは技術的にも困難が伴うと考えられる。

##### ② 根本規則としての機能の低下

①のような課題を解決しないままモデル定款を急造した場合、これに基づ

---

また、合同会社の原始定款については公証人による定款認証が不要とされていること等から、原始定款の公証人による認証は不要でよいのではないかとの意見が出されている。しかし、①株式会社の事後的な定款変更の際には認証不要であるという点については、経済活動の負担にならないよう、実態のない会社や違法な目的の会社を抑止するという目的に対して最も効果的な株式会社の設立の場面での定款作成についてのみ認証を要求することが妥当と思われる。また、②合同会社の原始定款の定款認証が不要とされている点については、我が国においては、合同会社よりも株式会社の方がはるかに利用され、また一般に信用力が高く、株式会社の原始定款の認証を要求することは、株式会社を利用して不正を行おうとする者に対する一定の抑止となっているといえ、合同会社の原始定款の認証が不要であることを理由として株式会社の原始定款の認証を不要とすべき理由とはならない。

いて設立申請を行う発起人は、定型化された定款の内容や意義を十分に理解し、検討することがないまま使用する場合も多くなると思われる。これによって、定款が株式会社の根本規則として有する意義が低下し、企業統治・コンプライアンスにおける役割、機能を損なう恐れもある。

### ③ 小括

公証人による定款認証の一部撤廃は、株式会社の設立手続において公証人による定款認証を義務づけている会社法第30条を撤廃するものであり、実務に対して大きな影響を与えることが想定されることに加え、定款認証の果たしている機能に鑑み、慎重な検討が必要と考える。

よって、当連合会としては、モデル定款を採用した電子定款について公証人による定款認証手続を不要とすることには反対する。上述したとおり、株式会社設立のオンライン・ワンストップ化は、定款認証手続を維持しながら、公証人の面前における認証手続に代替できるようなIT化・デジタル化によって実現すべきと考える。

## 3 会社代表者印の印鑑届出の任意化について

オンライン化を促進する観点からは、会社代表者印の印鑑届出の提出に代えて、商業登記電子証明書を利用することができるようにすることには賛成である。しかし、例えば、現在において、銀行口座の開設等に当たり、会社代表者印の提出等は必須となっているなど、我が国においては、取引実務において印鑑がいまだ重要視されており、印鑑届出制度を廃止とした場合には、取引実務に対して大きな影響を与えることが容易に想定されることから、印鑑届出制度の廃止は時期尚早であるといわざるを得ない。

よって、当連合会としては、会社代表者印の印鑑届出制度を廃止することは反対であるものの、会社代表者印の印鑑届出の提出と商業登記電子証明書の選択的な利用を可能とすることには賛成する。

## 4 会社設立登記手続の迅速化について

株式会社を設立しようとする利用者の利便性を高めるため、設立手続の一部をオンライン化することにより、設立手続をより迅速化することには基本的に賛成である。株式会社設立のために要する日数と手続が起業の阻害要因とならないよう、設立登記の申請から設立登記手続完了に必要な日数の短縮、迅速化に向け、法務局を始め、目標を定めた関係者による努力が望まれる。

以上